

医師賠償責任保険 医療機関に関する各種保険

この保険は、富山県医師会を契約者とする団体契約です。

自動継続更新あり



医師賠償責任保険

医師賠償責任保険のオプション

- 勤務医師包括担保追加条項(包括契約)
- 看護職賠償責任保険(包括契約)
- 医療従事者賠償責任保険(包括契約)
- 傷害見舞費用担保追加条項
- 損害賠償請求期間延長担保追加条項

併売商品

- 医療機関受託者賠償責任保険
- 医療廃棄物排出責任保険
- 看護職賠償責任保険・病院・医院包括契約方式
- 医療事故調査費用保険

申込締切日

2024年1月12日(金) 以降、随時中途加入可能

団体契約者

公益社団法人 富山県医師会

保険期間

2024年2月20日 午後4時から1年間

保険料取扱い

富山県医師信用組合もしくは北陸銀行の届出口座からの引き落とし
もしくは富山県医師信用組合専用口座へのお振込み

問い合わせ先

富山県医師協同組合 076-429-7185

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

取扱代理店：富山県医師協同組合

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。
したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとみなします。

～目次～

< 1 >	医師賠償責任保険の概要	3
	医師特約条項、医療施設特約条項の概要	3
	ご加入いただく保険加入の推奨プランは	5
	刑事弁護士費用担保追加条項	6
	医師賠償責任保険 保険料表	8
< 2 >	医師賠償責任保険のオプション	9
	1.勤務医師包括担保追加条項(包括契約)	9
	2.看護職賠償責任保険(包括契約)	10
	3.医療従事者賠償責任保険(包括契約)	12
	4.傷害見舞費用担保追加条項	14
	5.損害賠償請求期間延長担保追加条項	16
< 3 >	医師賠償責任保険の併売商品	17
	1.医療機関受託者賠償責任保険	17
	2.医療廃棄物排出責任保険	18
	3.看護職賠償責任保険・病院・医院包括契約方式	20
	4.医療事故調査費用保険	23
	◆この保険のあらまし(契約概要のご説明)	27
	◆補償の内容	27
	◆ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと	31
	◆万一事故にあわれたら	32
	◆ご加入手続きについて	33



医師特約条項、医療施設特約条項の概要

医師賠償責任保険は「医師特約条項」および「医療施設特約条項」をセットした、医療機関開設者のための保険です。

■ 医師特約条項の概要

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

■ 医療施設特約条項の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

※賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

■ お支払いする保険金

1. 医師特約条項

- ① 法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)
- ② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

2. 医療施設特約条項

- ① 法律上の損害賠償金
 - ・身体賠償事故の場合・・・治療費、休業損失、慰謝料など
 - ・財物賠償事故の場合・・・修理費、再調達費など(注)
(注)修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払します。
 - ・人格権侵害事故の場合・・・慰謝料など
- ② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

賠償責任保険では、被保険者(保険の対象者)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払する保険金の限度額)の範囲内でお支払します。

■ ご加入いただく方(加入対象者)は・・・

原則として医療事故が発生した場合に、被害者に対して法律上の賠償責任を負担する方、賠償義務を履行すべき責任者です。通常の場合、医院、診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院の開設者となります。

加入資格者：本契約は富山県医師会を契約者とする団体契約になりますので、加入にあたっては、開設者である個人、または法人の代表者、あるいは管理者の医師、が富山県医師会の会員であることが条件となります。

※勤務医の先生は「勤務医師賠償責任保険」でのご加入となる場合がございますので、取扱代理店の富山県医師協同組合までご連絡ください。



■ 保険の対象者(被保険者)は・・・

<医師特約条項>

個人医療施設(医院・診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者である個人および法人医療施設(医院、診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者である法人となります。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師(管理者、勤務医師等)、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって**開設者が負担する法律上の賠償責任については、補償対象となります。**

<医療施設特約条項>

記名被保険者(保険証券に被保険者として記載される方)である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

(注意)

- ・医療施設の勤務医は被保険者ではありません。
- ・一人医師医療法人および医療法人は開設者が法人となりますので、被保険者は法人となります(個人ではありません。)。理事長もしくは管理者が医師である場合で、医師としての個人責任を補償するためには、別途勤務医師賠償責任保険等を手配する必要があります。詳細は取扱代理店である富山県医師協同組合までお問合せください。

■ 保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

1.賠償責任保険共通の免責事由

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任(※)
- ②戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ④記名被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
- ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任(※)

(※) 損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

など

2.医師特約に関する免責事由

- ①医療施設(設備を含みます。)、航空機、車両、自動車(原動機付自転車を含みます。)、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ②美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
- ③医療の結果を保証することによって加重された責任

など

3.医療施設特約に関する免責事由

<医療施設業務担保条項>

- ①被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任。
- ②看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。
- ③医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ④航空機、自動車(原動機付自転車も含みます。)または医療施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有・使用または管理に起因する賠償責任
- ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任(放射線照射は、医療放射線を除きます。)

<人格権侵害担保条項>

- ①被保険者が行った医療に起因する賠償責任
- ②被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

など

■ 保険期間

1年間となります。

※医師特約については、医療事故に起因して、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象となります(損害賠償請求ベース)。一方、医療施設特約については、保険期間内に事故が発生した場合に補償の対象となります(事故発生ベース)。争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。

ただし、初年度契約締結前(その保険契約を最初にご契約になったときより前)に知っていた身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いすることができません。

ご加入いただく保険の推奨プランは

下表にて該当する保険料表(8ページ)をご確認ください。

下表はあくまで一般的な加入推奨プランです。選択すべきプランの確認をしたい場合やご不明点がある場合は、取扱代理店である富山県医師協同組合までお問合せください。

■ 診療所

	開設者		複数 医師従事	推奨プラン (保険料表)
	日医会員区分(※)	日医特約		
個人	A会員	有	有 ⇒	A
		無	無 ⇒	
	A会員以外	有	有 ⇒	
		無	無 ⇒	
一人医師 医療法人	A会員	有	有 ⇒	A
		無	無 ⇒	A+日医特約
	A会員以外	有	有 ⇒	A
		無	無 ⇒	C
医療法人 または その他経営	A会員	有	有 ⇒	A
		無	無 ⇒	A+日医特約
	A会員以外	有	有 ⇒	A
		無	無 ⇒	C

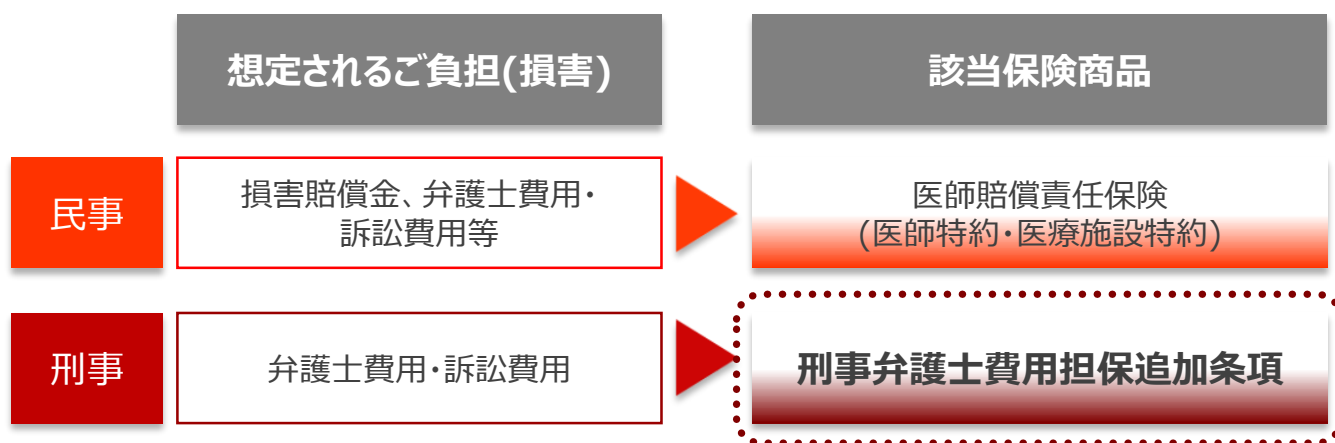
■ 病院

	開設者		推奨プラン (保険料表)
	日医会員区分(※)	日医特約	
個人	A会員	有 ⇒	B
		無 ⇒	
A会員以外	有 ⇒	D	
	無 ⇒	D	
一人医師 医療法人	A会員	有 ⇒	B
		無 ⇒	B+日医特約
	A会員以外	有 ⇒	B
		無 ⇒	D
医療法人 または その他経営	A会員	有 ⇒	B
		無 ⇒	B+日医特約
	A会員以外	有 ⇒	B
		無 ⇒	D

(※)日医会員区分がA会員である個人および一人医師医療法人経営の施設は、医療上の事故の保険金額が、日医医賠償の免責金額(100万円)部分を充当する内容のプランのみ加入可能です。

刑事弁護士費用担保追加条項(医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用)

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者(補償の対象となる方)である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします(起訴後の費用を含みます)。



刑事弁護士費用担保追加条項の概要

保険金額	保険期間(1年)を通じて500万円となります。 ※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします
保険金をお支払いする場合	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など
保険期間と保険金をお支払いする場合の関係	この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。 (注)刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。 ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時(注1) ②裁判所が略式命令を発した時(注2) ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時(注3) (注1)ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。 (注2)ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。 (注3)ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

刑事弁護士費用担保追加条項の概要(続き)

<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	<p>1. 次の事由に起因する損害</p> <p>① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象</p> <p>2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件</p> <p>② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件</p> <p>③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件</p> <p>④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件</p> <p>⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件</p> <p>⑥ 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件</p> <p>ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。</p>
<p>ご加入方法</p> <p>割増保険料なしで自動セットされます</p>	<p>【個人契約としてご加入の場合（被保険者＝個人）】 医師賠償責任保険(医師特約条項)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。</p> <p>【病院契約としてご加入の場合（被保険者＝法人）】 勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。</p> <p>※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。</p> <p>※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)に未加入で、新たにセットをご希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</p>

刑事弁護士費用担保追加条項 用語のご説明

<p>業務上過失致死傷罪</p>	<p>刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。</p>
<p>送検</p>	<p>刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。</p>
<p>刑事事件</p>	<p>被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。</p>
<p>弁護士費用</p>	<p>被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。</p>
<p>訴訟費用</p>	<p>刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。</p>

医師賠償責任保険 保険料表

(保険期間1年、団体割引20%、一括払)

■ 保険料表【A】 診療所用

	契約の型		保険金額					年間保険料 1診療所につき
	医師特約	医療施設特約	医療上の事故		医療施設上の事故			
			対人		対人		対物	
			1事故	期間中	1名	1事故	1事故	
A1	1型	20型	100万円	300万円	2000万円	4000万円	200万円	6,488円
A2		50型			5000万円	1億円	500万円	6,696円
A3		100型			1億円	2億円	1000万円	6,896円
A4		100B型			1億円	10億円	2000万円	7,344円
A5		150B型			1.5億円	15億円	3000万円	7,480円
A6		200B型			2億円	20億円	4000万円	7,616円

■ 保険料表【B】 病院用

	契約の型		保険金額					年間保険料(1病床につき)					
	医師特約	医療施設特約	医療上の事故		医療施設上の事故			一般病床			療養病床	精神病床	結核その他病床
			対人		対人		対物	20~99床	100~199床	200床以上			
			1事故	期間中	1名	1事故	1事故						
B1	1型	20型	100万円	300万円	2000万円	1.2億円	200万円	1,520円	1,984円	2,504円	1,376円	355円	109円
B2		50型			5000万円	3億円	500万円	1,608円	2,072円	2,592円	1,464円	475円	141円
B3		100型			1億円	6億円	1000万円	1,680円	2,144円	2,664円	1,536円	587円	165円
B4		100B型			1億円	20億円	2000万円	1,824円	2,288円	2,808円	1,680円	787円	205円
B5		150B型			1.5億円	30億円	3000万円	1,848円	2,312円	2,832円	1,704円	867円	221円
B6		200B型			2億円	40億円	4000万円	1,872円	2,336円	2,856円	1,728円	947円	241円

■ 保険料表【C】 診療所用

	契約の型		保険金額					年間保険料	
	医師特約	医療施設特約	医療上の事故		医療施設上の事故			1診療所につき	
			対人		対人		対物	無床診療所	有床診療所
			1事故	期間中	1名	1事故	1事故		
C1	20型	20型	2000万円	6000万円	2000万円	4000万円	200万円	44,656円	51,448円
C2	50型	50型	5000万円	1.5億円	5000万円	1億円	500万円	66,688円	76,840円
C3	100型	100型	1億円	3億円	1億円	2億円	1000万円	80,176円	92,368円
C4	100型	100B型	1億円	3億円	1億円	10億円	2000万円	80,624円	92,816円
C5	150型	150B型	1.5億円	4.5億円	1.5億円	15億円	3000万円	94,056円	108,288円
C6	200型	200B型	2億円	6億円	2億円	20億円	4000万円	107,480円	123,760円

■ 保険料表【D】 病院用

	契約の型		保険金額					年間保険料(1病床につき) (単位:円)							
	医師特約	医療施設特約	医療上の事故		医療施設上の事故			一般病床					療養病床	精神病床	結核その他病床
			対人		対人		対物	20~99床	100~199床	200~299床	300~499床	500床以上			
			1事故	期間中	1名	1事故	1事故								
D1	20型	20型	2000万円	6000万円	2000万円	1.2億円	200万円	8,568	10,656	11,928	12,368	12,832	6,896	510	322
D2	50型	50型	5000万円	1.5億円	5000万円	3億円	500万円	10,800	13,416	17,800	18,464	19,152	8,696	721	478
D3	100型	100型	1億円	3億円	1億円	6億円	1000万円	12,712	15,568	21,072	21,856	22,680	10,248	888	577
D4	100型	100B型	1億円	3億円	1億円	20億円	2000万円	12,856	15,712	21,216	22,000	22,824	10,392	1,088	617
D5	150型	150B型	1.5億円	4.5億円	1.5億円	30億円	3000万円	14,534	17,767	24,012	24,898	25,840	11,760	1,213	694

<医療施設特約条項 人格権侵害担保条項>

上表にかかわらず、人格権侵害事故については、いずれの保険金額の型においても保険金額は1名1,000万円、1事故・期間中1億円となります。
また、自己負担額と縮小てん補割合の設定はございません。

- * 上記保険料は団体割引20%が適用されています。
- * 病床数が100床以上の病院でデメリット割増・優良割引に該当する病院は別途ご案内します。
- * 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
- * 保険金のお支払状況に応じて、99床以下の病院に対してもデメリット割増が適用される場合があります。
- * 病院契約におけるベッド数は、医療法施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数をいいます。
- * 誤った病床数にてご契約された場合には、契約が解除されるか、保険金の金額または一部をお支払いできないことがありますので、ご契約時に必ずご確認願います。
- * 保険期間中での中途加入の場合の保険料は月割となります。
- * 介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

< 2 > 医師賠償責任保険のオプション

1. 勤務医師包括担保追加条項(包括契約)

医療施設の勤務医等を包括的に被保険者とし、勤務医等の個人の賠償責任を補償する追加条項です。ただし、対象とするのは当該医療施設の業務として行った医療行為のみとします。

■ 保険の概要

医療施設の勤務医等を包括的に被保険者とし、勤務医等の個人の賠償責任を補償する追加条項です。ただし、対象とするのは当該医療施設の業務として行った医療行為のみとします。

なお、勤務医が個人的に勤務医賠に加入の場合でも、本追加条項に加入している場合には、本追加条項を優先し、勤務医賠への求償は行いません。

■ ご加入いただく方(加入対象者)は・・・

医療施設(一般医院・診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者

■ 保険の対象者(被保険者)は・・・

- ① 医療施設の開設者(以下「開設者」といいます。)の使用人その他開設者の業務の補助者である医師
- ② 上記①に掲げる者で、既に開設者の使用人または業務の補助者でなくなった医師

■ お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)
 - ・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など
- ② 争訟費用等
 - ・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 被保険者の故意によって生じた賠償責任
 - ② 海外での医療行為に起因する賠償責任
 - ③ 美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任
 - ④ 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
 - ⑤ 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
 - ⑥ 所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任
 - ⑦ 戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任
 - ⑧ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
 - ⑨ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
 - ⑩ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- など

■ ご契約にあたってのご注意

- ① 勤務医師の備え付け名簿が必要となります。
- ② 主契約(医賠償医師特約)を上回る契約の型(保険金額)を設定することはできません。
- ③ 勤務医師の補償は、すべて同じ契約の型(保険金額)で設定することとなります。

■ 勤務医師包括担保追加条項(包括契約) 保険料表

(保険期間1年、団体割引20%、主契約に加算)

契約の型		1型	10型	30型	50型	100型	150型	200型	
保険金額	対人1事故	100万円	1000万円	3000万円	5000万円	1億円	1.5億円	2億円	
	対人期間中	300万円	3000万円	9000万円	1.5億円	3億円	4.5億円	6億円	
年間保険料 診療所は1診療所につき 病院は1病床につき	診療所		1,874円	8,659円	15,692円	19,192円	23,057円	26,921円	30,785円
	病院	一般・療養病床	381円	1,761円	3,190円	3,902円	4,687円	5,473円	6,258円
		精神病床	94円	434円	786円	962円	1,155円	1,349円	1,542円
		結核・その他病床	132円	609円	1,103円	1,349円	1,620円	1,892円	2,163円

* 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

* 介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

2. 看護職賠償責任保険(包括契約)

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、看護職の方個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

■ 保険の概要

<第1章 看護業務担保条項>

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

- ※1. 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
- ※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
- ※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ① 公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ② 弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用

など

■ ご加入いただく方(加入対象者)は・・・

医療施設(一般医院・診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者

■ 保険の対象者(被保険者)は・・・

その医療施設に勤務するすべての看護職の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

- ① 加入看護職の方の署名・捺印等が不要です。
- ② ご契約内容の変更手続(看護職の方の中途加入、中途脱退等の手続)が不要です。
- ③ 付保もれ・更改もれの心配が不要です。
- ④ 過去に退職された看護職の方も対象となります。

■ お支払いする保険金

<第1章 看護業務担保条項>

① 法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)

・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など

② 争訟費用等

・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

■ 保険金をお支払いできない主な場合

<第1章 看護業務担保条項>

次の事由に起因する損害

- ① 保険契約者・被保険者の故意
- ② 保健師助産師看護師法に違反して行った業務
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- ⑤ 特別な約定により加重された責任
- ⑥ 海外での医療行為
- ⑦ 初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される看護職賠償責任保険包括契約をいいます。

など

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

次の事由に起因する損害

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥ 所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件

など

■ ご契約にあたってのご注意

- ① ご勤務される看護職の方を一括して契約するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。
- ② 看護職の補償は、すべて同じ契約の型(保険金額)で設定することになります。
- ③ 看護職の備え付け名簿が必要となります。

■ 看護職賠償責任保険(包括契約) 保険料表

(保険期間1年、団体割引20%、主契約に加算)

契約の型		K4型	K5型	K6型	K7型	K8型	
保険金額	対人1事故	3000万円	5000万円	7000万円	1億円	2億円	
	対人期間中	9000万円	1.5億円	2.1億円	3億円	6億円	
年間保険料	診療所	5,920円	6,540円	6,990円	7,680円	8,440円	
診療所は1診療所につき 病院は1病床につき	病院	一般・療養病床	976円	1,078円	1,154円	1,267円	1,392円
		精神病床	6円	7円	8円	8円	10円
		結核・その他病床	10円	11円	12円	13円	14円

* 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

* 介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

* 刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。
ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。



3.医療従事者賠償責任保険(包括契約)

医療従事者(※)の方の下欄記載の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

(※)診療放射線技師(診療X線技師)・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士をいいます。

■保険の概要

<第1章 医療業務担保条項>

医療従事者(診療放射線技師(診療X線技師)・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士)の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

- ①診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)
- ②臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)
- ③理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- ④視能訓練士法(昭和46年法律第64号)
- ⑤言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- ⑥臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)
- ⑦義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- ⑧栄養士法(昭和22年法律第245号)
- ⑨歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- ⑩歯科技工士法(昭和30年法律第168号)
- ⑪精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- ⑫薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- ⑬社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- ⑭救急救命士法(平成3年法律第36号)

※1.保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2.保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3.ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

被保険者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用

など

■ご加入いただく方(加入対象者)は・・・

医療施設(一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者

■ 保険の対象者(被保険者)は・・・

加入者証記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象者となるため以下のようなメリットがあります。

- ①加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。
- ②付保もれ・更改もれの心配が不要です。
- ③過去に退職された医療従事者の方も対象となります。



■ お支払いする保険金

<第1章 医療業務担保条項>

①法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)

・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など

②争訟費用等

・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

■ 保険金をお支払いできない主な場合

<第1章 医療業務担保条項>

次の事由に起因する損害

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②前記法律に違反して行った業務
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- ⑤特別な約定により加重された責任
- ⑥海外での医療行為
- ⑦初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合
※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医療従事者賠償責任保険契約をいいます。

など

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

○次の事由に起因する損害

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

○次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥所定の免許を有しない者が行った医療業務に起因する刑事事件

など

■ ご加入にあたってのご注意

- ①ご勤務される医療従事者の方を一括して契約するため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
- ②医療従事者の補償は、すべて同じ契約の型(保険金額)で設定することになります。
- ③医療従事者の備え付け名簿が必要となります。

■ 医療従事者賠償責任保険(包括契約) 保険料表 (保険期間1年、団体割引20%、主契約に加算)

契約の型		J4型	J5型	J6型	J7型	J8型	
保険金額	対人1事故	3000万円	5000万円	7000万円	1億円	2億円	
	対人期間中	9000万円	1.5億円	2.1億円	3億円	6億円	
年間保険料 診療所は1診療所につき 病院は1病床につき	診療所		322円	358円	382円	419円	560円
	病院	一般・療養病床	190円	210円	226円	247円	339円
		精神病床	20円	22円	24円	26円	37円
		結核・その他病床	30円	34円	36円	39円	55円

* 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

* 介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

* 刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

4. 傷害見舞費用担保追加条項

医療施設において、医療施設利用者(入院患者を除きます。)が急激かつ偶然な外来の事故により身体傷害を被った場合の見舞金を賠償責任の有無に関係なくお支払いします。

■ 保険の概要

医療施設において、医療施設の利用者が急激かつ偶然な外来の事故(※1)により身体に傷害(※2)を被った場合に、被保険者である開設者が慣習として支出した所定の見舞金費用を補償します。

(※1)法律上の賠償責任の発生の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。ただし、法律上の賠償責任が発生する場合は医療施設特約の保険金としてお支払いします。

(※2)「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みません。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。

②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。)の診断を受けた結果、被曝による障害と認定された場合にかぎります。

(注)利用者の範囲

医療施設の利用を目的として医療施設に入場している方をいい、以下の方は含みません。

- ・被保険者(法人の場合は理事、取締役等)およびその者と同居または生計を共にする親族
- ・医療施設の業務に従事中の者
- ・医療施設の保守、保安、点検等の業務または新築、改築、増築等の工事に従事中の者
- ・医療施設に入院中の者

■ ご加入いただく方(加入対象者)と保険の対象者(被保険者)は・・・

医療施設(一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
 - ③被傷者(利用者)の故意または重大な過失
 - ④被傷者(利用者)の自殺、犯罪行為または闘争行為
 - ⑤被傷者(利用者)が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
 - ⑥被傷者(利用者)の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑦被傷者(利用者)の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- など

■ 傷害見舞費用担保追加条項 保険料表

(保険期間1年、団体割引20%、主契約に加算)

契約の型		C1型	
保険金額 (1名につき)	死亡・後遺障害見舞費用保険金		50万円
	入院見舞費用 保険金	入院期間が31日以上	10万円
		入院期間が15日以上30日以内	5万円
		入院期間が8日以上14日以内	3万円
		入院期間が7日以内	2万円
	通院見舞費用 保険金	通院日数が31日以上	5万円
		通院日数が15日以上30日以内	3万円
		通院日数が8日以上14日以内	2万円
通院日数が7日以内		1万円	
年間保険料	診療所(1診療所につき)	1,724円	
	病院(1病床につき)	454円	

* 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

* 介護老人保健施設および介護医療院の定員数は「病院」のベッド数とみなします。



5. 損害賠償請求期間延長担保追加条項

廃業した場合など損害賠償請求を受けた時点で保険契約がない場合、損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットしていれば、保険期間終了後5年もしくは10年以内に受けた損害賠償請求について補償されます。

■ 保険の概要

保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットすることをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後5年もしくは10年にかぎり補償の対象とすることができます。(被保険者が死亡された場合、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関わる損害賠償請求を受けた場合にかぎります。)解約の場合は解約のお手続き時に、ご契約を継続されない場合は満期時に合わせてご加入になれます。

■ ポイント

医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。

(保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。下記「解約時のご注意点」をご参照ください。)

医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する場合が多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性は否定できません。

保険契約を継続されない場合や、廃業により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、ご加入をご検討ください。

■ 解約時のご注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に「万一事故にあわれたら(30ページ)」記載の連絡先までご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合、または他の保険契約等がある場合を除きます。)

■ 損害賠償請求期間延長担保追加条項 保険料(診療所)

所定の追加保険料が必要となります。保険金額は、脱退日以降の日本医師会会員区分によって異なります。病院の場合の保険料は富山県医師協同組合までお問い合わせください。

① 引き続き日本医師会A会員となる、もしくは廃業B会員となる場合

※保険期間終了まで上記の会員区分を継続していただく必要がございます。

保険期間	5年	10年	
保険金額	100万円		
保険料	2,226円	2,707円	(無床診療所、有床診療所共通)

② 日本医師会B会員となる、もしくは日本医師会を脱退する場合

保険期間		5年		10年	
施設種類		無床診療所	有床診療所	無床診療所	有床診療所
契約型	保険金額	保険料			
C20	2,000万円	16,348円	18,861円	19,833円	22,939円
C50	5,000万円	24,423円	28,179円	29,704円	34,272円
C100	1億円	29,340円	33,851円	35,683円	41,170円
C200	2億円	39,176円	45,199円	47,646円	54,972円

1. 医療機関受託者賠償責任保険

※医師賠償責任保険に加入いただいている場合のみ加入可能です。

患者さんから預かった身の回り品などを保管している間に、不注意による財物の損壊などによって返還できなくなり、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

■ 保険の概要

病院・診療所等の医療機関が患者から預かった受託物(身の回りのもの)を医療施設内で保管している間、または、保管の目的で施設外で管理している間に、火災、盗難、漏水、取扱い上の不注意等により、患者に返還できなくなった場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

※患者の所持品(メガネ・入歯等)を預かった際に落として壊してしまった場合、など

■ ご加入いただく方(加入対象者)と保険の対象者(被保険者)は・・・

医療施設(一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者

■ お支払いする保険金

① 法律上の損害賠償金

- ・受託物の修理費
- ・再調達費用(同等の物を新たに購入するために必要な費用)
 ※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 被保険者の故意による損害
 - ② 暴動、地震、洪水等の異常災害による損害
 - ③ 被保険者、同居の親族、使用人が行いまたは加担した盗難・詐欺による損害
 - ④ 現金、貴重品、美術品、有価証券、稿本、宝石、骨董品、設計書などの損害
 - ⑤ 受託物の自然の消耗が原因で生じた損害(虫食い、ねずみ食いなどの損害を含みます。)
 - ⑥ 屋根、とい、扉、窓もしくは通風筒から入った雨・雪等による損害
 - ⑦ 受託物を返還してから30日以上経過してから発見された損害
 - ⑧ 紛失
 - ⑨ 受託物を修理・加工したことにより生じた損害
- など



■ 医療機関受託者賠償責任保険 保険料表

(保険期間1年、団体割引20%、一括払)

医療機関種類		診療所	病院				
契約の型		X1型	X2型	X3型	X4型	X5型	X6型
病床数		-	20～ 99床	100～ 199床	200～ 299床	300～ 499床	500床 以上
保険金額 (自己負担額5,000円)	1事故・期間中	50万円	100万円	100万円	200万円	200万円	300万円
年間保険料	診療所・病院とも 1施設につき	4,620円	9,200円	13,120円	36,160円	37,600円	58,560円

* 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

* 介護老人保健施設および介護医療院の定員数は「病院」のベッド数とみなします。

* 医療機関受託者賠償責任保険の保険料は、10円単位となりますので、保険料計算式にて算出された最終保険料は、1円単位を四捨五入してください。

2. 医療廃棄物排出者責任保険

※医師賠償責任保険に加入いただいている場合のみ加入可能です。

医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、所定の法律に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用など、法律上の賠償責任をお支払いする保険です。

■ 保険の概要

- ・医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)、国内バーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)に基づく措置命令(回収命令)(注1)・除去費用の求償(注2)を受けた場合に廃棄物の除去や汚染土壌の浄化にかかる費用(自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額)などを保険金額(お支払いする保険金の限度額)を限度に補償します。
- ・国内に不法投棄された場合で、次の要件をすべて満たした場合は、措置命令・除去費用の求償が出されなくても、措置命令・除去費用の求償を受けたものとみなして、医療機関の排出者責任の範囲内で保険金額(お支払いする保険金の限度額)を限度にお支払いします。(自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額)
 - ①行政からの照会を受けるなど被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること。
 - ②投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること。
 - ③投棄された場所の投棄廃棄物の全数量が同時に除去されることが明確であること。

(注1)措置命令とは廃棄物処理法に基づき、不法投棄者または排出者に対し都道府県知事が出す原状回復命令をいいます。

(注2)除去費用の求償とは、緊急を要する場合などで都道府県自らが除去したうえでその費用の負担を排出者等に命じることをいいます。

■ 補償地域(保険の対象となる地域)

日本国内とします。

ただし、海外に不法投棄され日本国政府より措置命令を受けた場合は、投棄された国を問いません。

■ ご加入いただく方(加入対象者)と保険の対象者(被保険者)は・・・

医療施設(一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者

■ お支払いする保険金

- ①廃棄物処理法・国内バーゼル法による措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壌浄化費用
- ②投棄廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料、または漁業権補償
- ③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)
※上記①②については、複数の排出者が排出した廃棄物が1か所に不法投棄された場合、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当の範囲内の損害が対象となります。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 被保険者が不法投棄した、または不法投棄されることを認識しながら処理を委託した廃棄物に起因する事故。
- ② 被保険者が保険期間中に廃棄物処理を無許可業者に委託していた場合
- ③ 被保険者が保険期間中にマニフェストを交付しない、または虚偽記載している場合
- ④ 被保険者の所有、使用または管理する施設に不法投棄された場合
- ⑤ 不動産価格の下落
- ⑥ 廃棄物処理業者の身体障害・財物損壊
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する賠償責任 など

■ 医療廃棄物排出者責任保険 保険料表

(保険期間1年、団体割引20%、一括払)

契約の型		Y1型	Y2型	Y3型
保険金額	1事故・期間中(自己負担額なし)	5000万円	1億円	3億円
損害てん補割合		90%	90%	90%
年間保険料 診療所は1診療所につき 病院は1病床につき	無床診療所	7,320円	8,020円	9,140円
	有床診療所	10,030円	10,990円	12,530円
	病 一般・療養・結核・その他病床	904円	992円	1,128円
	院 精神病床	240円	264円	304円

* 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

* 介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

* 医療廃棄物排出者責任保険の保険料は、10円単位となりますので、保険料計算式にて算出された最終保険料は1円単位を四捨五入してください。



3.看護職賠償責任保険・病院・医院包括契約方式

※医師賠償責任保険の加入有無にかかわらず単独で加入いただけます。

看護師、准看護師、保健師、助産師(以下「看護職」という。)の業務の遂行に起因して事故が発生した場合に、その看護職が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

■保険の概要

看護師・准看護師・保健師・助産師の方の業務(※)の遂行に起因して事故が発生した場合に、その看護職の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(ご加入いただけるのは上記資格をお持ちの方にかぎります。)

(※) 業務とは、保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務(身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対して行われる入浴、排泄、食事等の介護業務)をいいます。

(注1) この商品は賠償責任保険普通保険約款に看護職特約条項をセットしたものです。

(注2) 保険金お支払対象の事故が起こった場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険では看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

また、病院、診療所または医師が加入されている医師賠償責任保険のお支払対象となる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。

(注3) 保険期間中に事故が発見された場合にかぎり損害に対して保険金をお支払いします。

(注4) 被保険者が助産所の開設者である場合、被保険者または被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任は補償対象外となります。

本補償を対象に含めるためには、専用の賠償責任保険への加入が必要です。

■包括契約方式とは

加入者証に記載された病院・診療所に勤務するすべての看護職の方(看護師・准看護師・保健師・助産師の方をいい、過去に勤務していた方を含みます。)を一括して被保険者とする方式です。

※その病院または診療所の業務を遂行することによって事故が発生した場合のみお支払いの対象となります。

この契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となるため、

- ①加入看護職の方の署名・捺印等が不要
- ②異動手続(看護職の方の中途加入、中途脱退等の手続)が不要
- ③契約もれ・更改もれの心配が不要
- ④過去に退職された看護職の方も対象となる

といったメリットがあります。

■ご加入いただく方(加入対象者)は・・・

医療施設(一般医院・診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者

■保険の対象者(被保険者)は・・・

その医療施設に勤務するすべての看護職の方(過去に勤務していた方を含みます。)

■お支払いする保険金

①損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)

- ・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償
- ・被害財物の修理費・再調達に要する費用(時価額限度)
- ・人格権侵害に対する慰謝料等

②争訟費用

- ・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

③刑事弁護士費用

- ・刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用(事前に損保ジャパンの承認が必要です。)

など

■ お支払いの対象となる事故

補償区分	保険金のお支払い対象となる事故例
身体賠償	看護(介護)業務に起因して第三者の身体に障害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 など
財物賠償	看護(介護)業務に起因して第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 など
受託物賠償	患者の所持品(メガネ・入歯等)を預かった際に落として壊してしまった場合 など
人格権侵害	患者の個人情報を不当に漏えいして、本人・家族から名誉き損で訴えられた場合 など
刑事弁護士費用	看護業務の対象者が死傷した場合において、業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合

■ 看護職賠償責任保険・病院・医院包括契約方式 保険料表

(保険期間1年、一括払)

補償内容	保険金額		自己負担額
身体	1事故	5000万円	なし
	保険期間中	1.5億円	
財物(受託物含む)	1事故	20万円	
人格権侵害	1事故	100万円	
	保険期間中	500万円	
刑事弁護士費用	1事故	500万円	
	保険期間中		

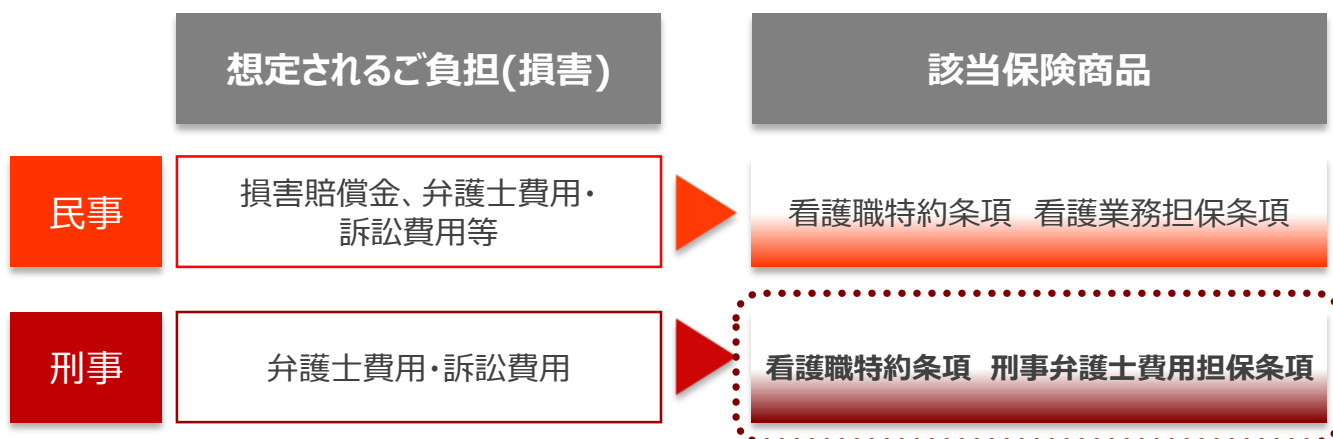
区分		年間保険料
診療所		1診療所あたり 9,560円
病院	一般病床	1病床あたり 1,330円
	精神病床	
	結核病床	

* 診療所は団体割引5%、病院は団体割引20%が適用されています。



刑事弁護士費用の概要

医療機関における医療行為は「チーム医療」の考え方が普及しており、チーム医療における体制不備を主因とした起訴等により、医師の他、看護職も医療刑事事件の当事者となる可能性があります。刑事弁護士費用は、当事者となった看護職が防御のために生じた費用（刑事事件に関する弁護士費用・訴訟費用）を補償します。



刑事弁護士費用担保追加条項の概要

保険金額	<p>保険期間(1年)を通じて500万円となります。 ※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします</p>
保険金をお支払いする場合	<p>被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など
保険期間と保険金をお支払いする場合の関係	<p>この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(注)刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時(注1) ②裁判所が略式命令を発した時(注2) ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時(注3) <p>(注1)ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。 (注2)ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。 (注3)ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> 1. 次の事由に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑥所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件 など

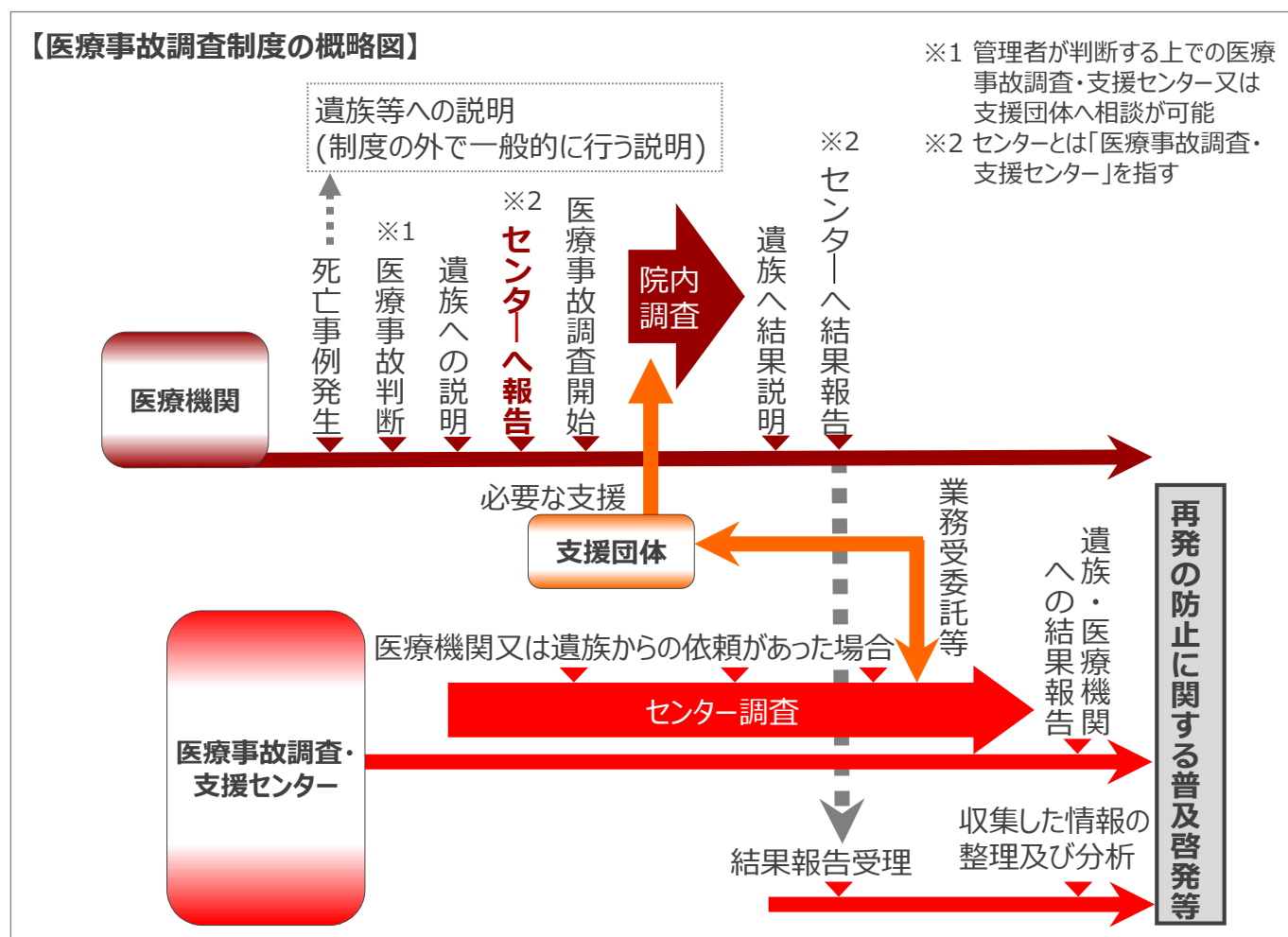
4. 医療事故調査費用保険

※ 医師賠償責任保険の加入有無にかかわらず単独で加入いただけます。

医療事故調査制度に則って第三者機関(医療事故調査・支援センター)に事故発生の報告が受領され、医療事故調査制度で義務付けられる「院内事故調査」を実施することによって発生する費用を補償します。

■ 保険の概要

- ・医療事故調査制度は、2014年6月18日に成立した、医療法の改正に盛り込まれた制度で、制度施行は2015年10月1日です。
- ・医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関(医療事故調査・支援センター)が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等を、医療法に位置づけ、医療の安全を確保するものです。
- ・対象となる医療事故は、医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、または起因すると疑われる死亡または死産であって、医療機関の管理者がその死亡または死産を予期しなかったものです。



出典：厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000099650.pdf>

【調査の流れ】

- ・対象となる医療事故が発生した場合、医療機関は医療事故調査・支援センターへ報告、必要な調査の実施、調査結果について遺族への説明および医療事故調査・支援センターへ報告を行います。
- ・医療事故調査・支援センターは、医療機関が行った調査結果の報告に係る整理・分析を行い、医療事故の再発の防止に関する普及・啓発を行います。
- ・医療機関または遺族から調査の依頼があったものについて、医療事故調査・支援センターが調査を行い、その結果を医療機関および遺族への報告を行います。

■ご加入いただく方(加入対象者)と保険の対象者(被保険者)は・・・

- ・公益社団法人富山県医師会員である個人医療施設の開設者
- ・公益社団法人富山県医師会員が理事長となっている医療法人

※上記の方が医療施設の管理者でない場合には、医療施設の管理者も被保険者に含まれます。

■お支払いする保険金

- ①解剖・Ai(※1)の実施に関する費用 (注)遺体の保管および搬送費用を含みます
- ②院内調査委員会に招聘する有識者(外部委員)に係る交通費・謝金
- ③医療事故調査等支援団体に支援を委託することによって発生する費用(20万円限度)
- ④上記①から③のほか、医療事故調査・支援センターに報告した事案につき、院内の医療事故調査の実施にあたり被保険者が負担した費用。ただし、1回の事故について、15万円とします。
- ⑤上記①から④のほか、医療事故調査を行うために必要と認められる、外部に支払う費用(※2)

(※1)Aiとは、Autopsy imaging の略で、日本語訳は『死亡時画像診断』です。ご遺体にCTやMRIなどの画像診断機器を用いた死因究明システムです。

(※2)委員会のための貸会議室費用、院内調査委員の雑費等で、保険会社が妥当と認めるものにかぎります。

■保険金をお支払いできない主な場合

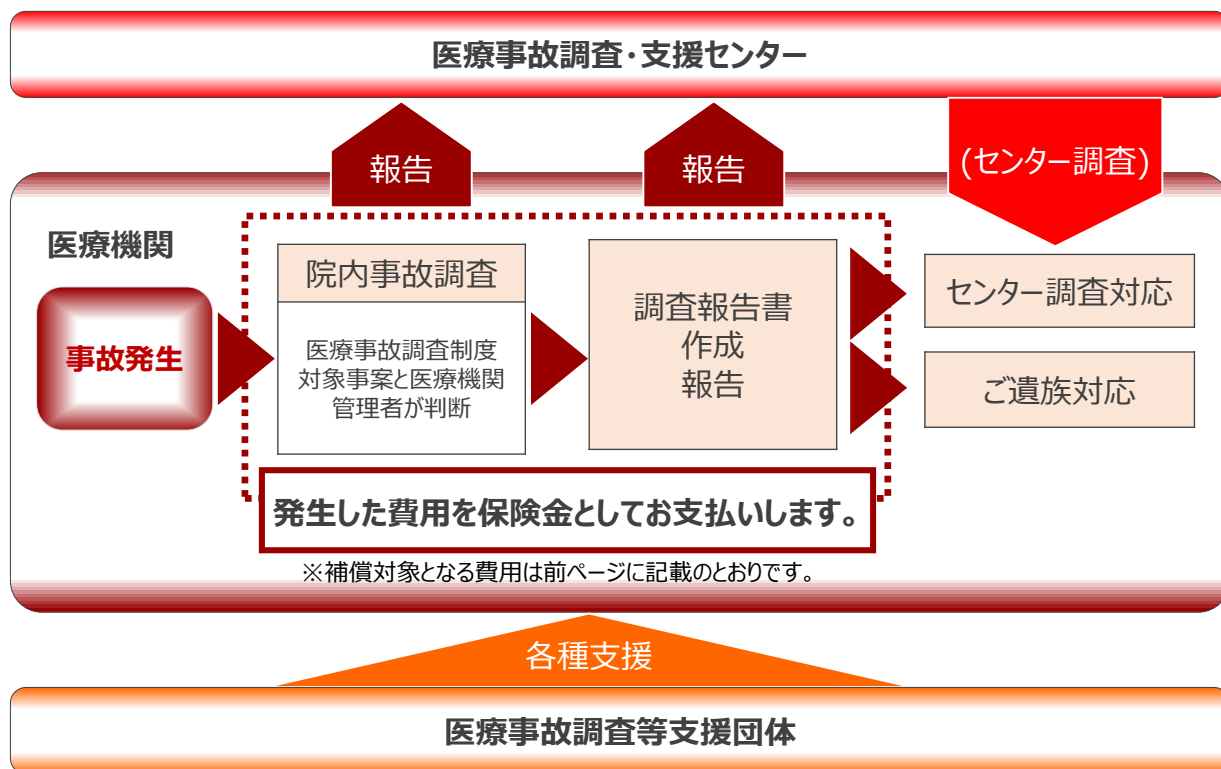
- ①この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または発生するおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合。
- ②この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または医療事故が発生するおそれのあることを保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合。
- ③美容を唯一の目的とする医療行為に起因して発生した医療事故。
- ④所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師もしくは臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故を除きます。
- ⑤医療事故調査の対象外となる死亡、死産またはその他の身体の障害。

など



4. 医療事故調査費用保険 (続き)

■ 補償対象となる費用のイメージ



- ・医療事故調査制度の対象となる医療事故が起こった際の、院内事故調査に関する費用を補償します。
- ・医療事故調査・支援センターへの報告前に発生した費用も補償対象となります。ただし、医療事故調査・支援センターへ報告されることが前提となります。(医療事故調査・支援センターへ報告されない案件による費用は補償対象外となります。)

■ 医療事故調査制度に関する保険制度の整理

保険金額	1,000万円 (1事故・期間中)	富山県医師会 医療事故調査費用保険			
	500万円 (1事故・期間中)				
医療機関種別	診療所 (有床・無床)	病院 (199床以下)	診療所(※2) (有床・無床)	病院(※2) (199床以下)	病院 (200床以上)
会員区分(※1)	日本医師会A1会員		富山県医師会会員		

(※1)施設施設の形態に応じて次ページをご参照ください。

(※2)日本医師会A1会員でない診療所および病院(合計病床数が199床以下)の富山県医師会会員。

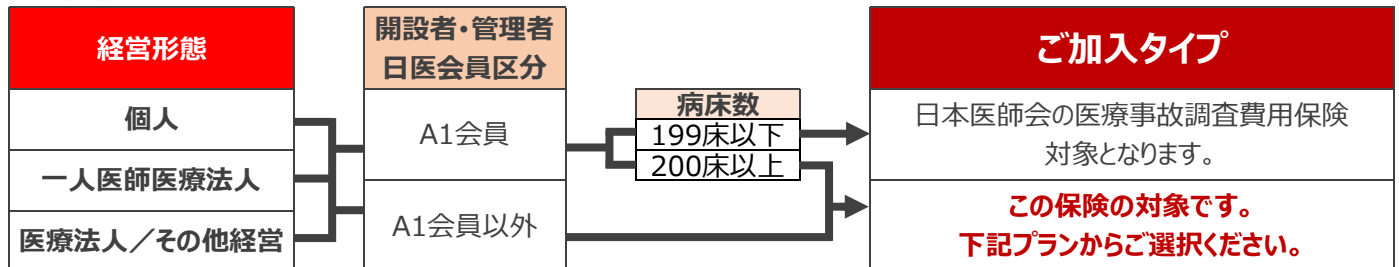
ただし前年度まで本制度にご加入いただいていた100床以上199床以下の日医A1会員病院は引き続きご加入対象となります。

■ ご加入いただけるプランについて

【診療所】



【病院】



* 医療事故調査費用保険の対象となる方で、重複してのご加入を検討される場合はお問い合わせください。

* 日医保険と重複加入となる場合は、他の保険契約に基づき、それぞれの契約の責任額に応じて保険金額が支払われます。

■ 医療事故調査費用保険 保険料表

(保険期間1年、一括払)

	プラン	保険金額 1事故・期間中
診療所	500万円プラン	500万円
	1,000万円プラン	1000万円

年間保険料	
無床診療所	有床診療所
4,000円	12,000円
4,500円	14,000円

	プラン	保険金額 1事故・期間中
病院	500万円プラン	500万円
	1,000万円プラン	1000万円

年間保険料(1病床につき)						
一般病床					療養 病床	その他 病床
20～ 99床	100～ 199床	200～ 299床	300～ 499床	500床 以上		
1,000円	1,200円	1,600円	1,700円	1,800円	800円	250円
1,100円	1,400円	1,800円	1,900円	2,000円	900円	300円

*「その他病床」には精神病床も含まれます。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：医師賠償責任保険は賠償責任保険普通保険約款に医師特約、医療施設特約、各特約条項・追加条項をセットしたものです。看護職賠償責任保険は賠償責任保険普通保険約款に看護職特約条項等をセットしたものです。医療事故調査費用保険は費用・利益保険普通保険約款および医療事故調査費用保険特約条項に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人富山県医師会
- 保険期間：2024年2月20日午後4時から1年間となります。
- 募集締切日：2024年1月12日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者・被保険者：<医師賠償責任保険> 富山県医師会に所属する医療施設の開設者の方
<看護職賠償責任保険> 富山県医師会会員および会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている病院・医院に勤務されている看護師、准看護師、保健師、助産師の方
<医療事故調査費用保険> 富山県医師会に所属する医療施設の開設者の方
 - お支払方法：富山県医師信用組合または北陸銀行の届出口座から年間保険料を一括で振替いたします。なお、書面による変更・中止のお申し出のなき限り、指定口座より振替のうえ、自動継続契約更新させていただきます。口座振替を利用せず保険料のお振込みを希望される場合は、**2024年3月19日(火)**までに入金となるように、下記振込先までお振込みください。

【振込先】富山県医師信用組合 本店 普通 0030500 口座名義:トマケイシヨウトウクミイ シュノケンゴ

- 送金手数料は差し引かずにお振込みください。また、保険料の収納は、富山県医師協同組合が行います。
- お手続き方法：「加入申込書兼依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、取扱代理店の富山県医師協同組合までご送付ください。加入申込書兼依頼書の記載内容(被保険者名、住所等)に誤りがないようご注意ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、随時受付をしています。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日までに富山県医師協同組合までお支払いください。保険期間は中途加入の保険期間開始日から2025年2月20日午後4時までとなります。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の富山県医師協同組合までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

補償の内容

<医師賠償責任保険の概要>

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」および「医療施設特約条項」の2つによって構成される保険契約です。この保険契約は病院もしくは診療所の開設の届出単位でのお引受けとなります。(なお、勤務医契約、予防接種契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。また、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設と同一契約でのお引受けとなります。)

●医師特約条項

日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者（保険の補償を受けられる方）が負担する法律上の賠償責任を補償します。

◎賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いたします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

●医療施設特約条項

医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、医療以外の業務遂行に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

<医師賠償責任保険の主な追加条項およびその概要>

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●損害賠償請求期間延長担保追加条項

保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎりです。

●勤務医師包括担保追加条項

医療施設の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任について補償します。ただし、この追加条項で保険金支払いの対象となるのは、保険証券に記載された医療施設の業務として行った医療のみとなります。

●刑事弁護士費用担保追加条項

医師賠償責任保険(医師特約条項)にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

医師賠償責任保険	
医療上の事故	
お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、医療の対象者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合(注1)、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注2))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>★保険期間中に医療事故に起因して損害賠償請求を提起された場合が対象となります。</p> <p>(注1)争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)損保ジャパンの事前の承認が必要です。</p> <p>○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。(初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。)</p> <p>○いかなる場合も医療機関の開設者の責任を肩代わりするものではありません。</p>	<p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任</p> <p>②海外での医療行為に起因する賠償責任</p> <p>③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任</p> <p>④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任</p> <p>⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任</p> <p>⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任</p> <p>⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任</p> <p>⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類する自然変象によって生じた賠償責任</p> <p>⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任</p> <p>など</p>

建物等の使用・管理上、給食等による事故	
お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が加入者証記載の医療施設(設備を含みます。)の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物(給食等)、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額を超過する金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p>	<p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>②被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体障害に起因する賠償責任</p> <p>③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任</p> <p>④戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任</p> <p>⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類する自然変象によって生じた賠償責任</p> <p>⑥他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任</p> <p>⑦自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任</p> <p>⑧看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>など</p>

刑事訴訟に関する弁護士費用または訴訟費用	
お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。</p> <p>①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護士活動に係る弁護士費用</p> <p>②弁護士法に基づく弁護士活動を逸脱する行為に係る弁護士費用</p> <p>など</p>	<p>①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類する自然変象</p> <p>③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件</p> <p>④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件</p> <p>⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件</p> <p>⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件</p> <p>⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件</p> <p>⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件</p> <p>ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。</p> <p>など</p> <p>(注)有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。</p>

<看護職賠償責任保険の概要>

●看護職特約条項

<第1章 看護業務担保条項>

被保険者である看護師・准看護師・保健師・助産師の方(以下、看護職といいます。)の業務※の遂行に起因して事故が発生した場合に、その看護職の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(ご加入いただけるのは上記資格をお持ちの方にかぎります。)

※業務とは、保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務(身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある方に対して行われる入浴、排泄、食事等の介護業務)をいいます。

◎賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項> (2024年2月1日始期以降契約より)

被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

看護職賠償責任保険	
第1章 看護業務上の事故	
お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者(注1)が、日本国内において看護業務等を遂行することにより、他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、またはその財物(その看護業務等の対象となる者から受託している財物(以下「受託物」といいます。))を含みます。)を損壊した場合(以下「事故」といいます。)において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費(注2)等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注3))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注1)被保険者とは、看護師、准看護師、保健師、助産師をいいます。 (注2)修理費、再調達に要する費用については、被害財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 (注3)損保ジャパンの事前の承認が必要です。</p> <p>○保険期間中に事故が発見された場合にかぎり損害に対して保険金をお支払いします。「発見」とは、被保険者が事故の発生を最初に認識したとき(認識し得たときを含みます。)、または被保険者に対して損害賠償請求が提起されたとき(提起されるおそれがあると被保険者が認識したときまたは認識し得たときを含みます。)のいずれか早い時点でなされたものとします。</p> <p>※保険期間開始前の看護業務等にもとづく事故であっても、保険期間中に発見されれば、保険金のお支払いの対象となります。</p> <p>※被保険者を含む複数の者が法律上の賠償責任を負担する場合には、被保険者個人の帰責割合(被保険者が本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いします。</p> <p>※病院、診療所または医師が加入している医師賠償責任保険のお支払対象になる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。</p>	<p>直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②保健師助産師看護師法に違反して行った看護業務に起因する賠償責任 ③所有、使用または管理する財物(受託物を除きます。)に対する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤名誉毀損または秘密漏えい起因する賠償責任 ⑥特別な約定により加重された賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者が助産所の開設者である場合において、被保険者または被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任 など
第2章 刑事弁護士費用	
お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など 	<ul style="list-style-type: none"> ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件 など <p>(注) 有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。</p>

人格権侵害	
お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者または被保険者以外の者が看護業務等の遂行に起因して保険期間中に行った以下の不当行為(以下「不当行為」といいます。)により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いします。</p> <p><人格権侵害></p> <p>(1)不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損 (2)口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害</p> <p><宣伝障害></p> <p>(1)口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 (2)著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 (3)宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用</p> <p>ただし、1回の事故につき訴訟費用等を除き損害の額が加入者証記載の縮小てん補割合を乗じて得た金額とし、加入者証記載の保険金額を限度とします。</p>	<p>前記に掲げる事項の他、直接であると間接であると問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者または被保険者の了解、もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任 ②被保険者による採用、雇用または解雇に関して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ③最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ④事実と異なることを知りながら、被保険者または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ⑤広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた不当行為に起因する賠償責任 ⑥身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任 ⑦契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。 ⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任 ⑨価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>

本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款・看護職特約条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 告知義務(ご契約締結時における注意事項)
 - (1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

■加入申込書兼依頼書等および付属書類の記載事項すべて
 - (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入申込書兼依頼書等の以下の項目をいいます。

■被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)

■契約種類(リスク区分)欄および診療所有床・無床区分欄の有床・無床区分

■契約種類(リスク区分)欄について、病院の病床数・病床区分

■過去の保険金支払状況 など
- 通知義務(ご契約締結後における注意事項)
 - (1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入申込書兼依頼書等の記載事項の変更

■病床数や病床種類を変更される場合
(病院を対象とするご契約の場合)

■保険金額等ご契約内容を変更される場合

■個人立の診療所または病院が、法人立(一人医師医療法人を含みます。)の診療所または病院に組織変更される場合

■法人立(一人医師医療法人を含みます。)の診療所または病院が個人立の診療所または病院に組織変更される場合

■病院または診療所が買収または売却され、経営母体が変わる場合

■標榜科目を変更される場合 など

ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)加入申込書兼依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)
 - (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。

■ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合
 - (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
 - (4)重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 医師賠償責任保険の医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
 - 医療事故調査費用保険では、この保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
 - この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。
 - ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
 - 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
 - 医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。
 - 看護職賠償責任保険について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
 - 既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は加入申込書兼依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入申込書兼依頼書の提出が必要となります。
 - この保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
 - 補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。(看護職賠償責任保険・病院・医院包括契約方式の場合は、保険期間中に発見された事故にかぎります。)
 - 医師賠償責任保険で、損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)

(※)この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 保険料算出の基礎となる契約種類(リスク区分)欄、診療所有床・無床区分欄の有床・無床区分、病院の病床数・病床区分等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入申込書兼依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 加入者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

【医療行為を直接の原因とする事故の場合】

ただちに『富山県医師会医事紛争対策委員会(076-429-4466)』までお知らせください。
所定の用紙にて事故報告を行っていただき、富山県医師会を通じて損保ジャパンに事故通知がなされます。

【医療行為を直接の原因としない事故の場合】

取扱代理店または損保ジャパンに通知してください。

【共通事項】

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - 事故発生の日時、場所、事故の状況、実施する院内事故調査の概要、被害者の住所・氏名・名称
 - 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - 損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.~6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
(※)損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
3	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
4	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
5	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
6	医療事故調査・支援センターへの報告が確認できる書類	医療事故調査・支援センターへの報告書類(写) など
7	院内調査に係る費用が発生したことが確認できる書類	外部機関からの領収書 など

(注1)事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく、損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合があります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。
※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

- 2010年4月1日以降発生の事故から、次の1.から4.までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。
 - 1.被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
 - 2.被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 - 3.相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 - 4.被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
* 保険法により3.の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

保険期間 : 2024年2月20日午後4時～
2025年2月20日午後4時までの1年間

募集締切日 : 2024年1月12(金) (随時、中途加入可能)

保険料の払込み 富山県医師信用組合または北陸銀行の届出口座から年間保険料を一括で振替いたします。なお、書面による変更・中止のお申し出のないかぎり、指定口座より振替のうえ、自動継続契約更新させていただきます。

口座振替を利用せず保険料のお振込みを希望される場合は、
2024年3月19日(火)までに入金となるように、下記振込先までお振込みください。

【振込先】

富山県医師信用組合 本店

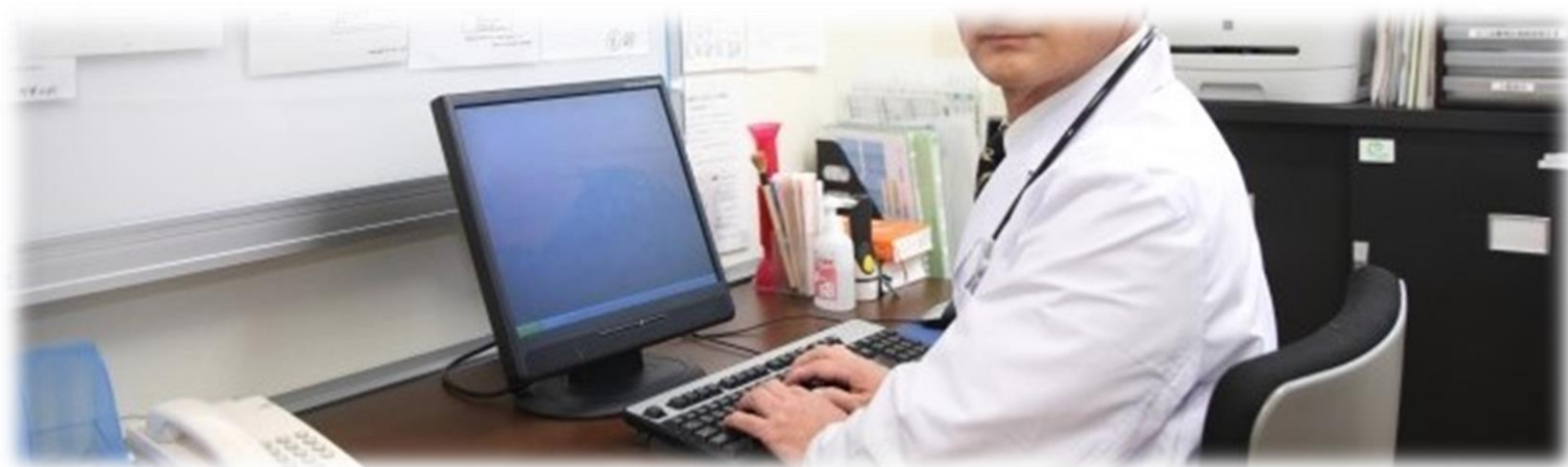
普通口座 0030500

口座名義 トマケンイシキョウトウクマイ シュウノウセンヨウ

- * ご加入の際は、加入申込書の記載内容（被保険者のお名前、住所等）に誤りがないようご記入ください。
- * 送金手数料は差し引かずにお振込みください。
- * 保険料の収納は、富山県医師協同組合が行います。

<個人情報の取扱いについて>

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。



問い合わせ先(保険会社等の連絡・相談・苦情窓口)

事故受付	<p>【医療行為を直接の原因とする事故の場合】 事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)には、ただちに富山県医師会までお知らせください。 富山県医師会医事紛争対策委員会 076-429-4466 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで</p> <p>【医療行為を直接の原因としない事故の場合】 事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店、損保ジャパンまたは下記事故サポートセンターまでご連絡ください。 事故サポートセンター 0120-727-110 受付時間：平日 午後5時～翌日午前9時 土日祝日 24時間(12月31日～1月3日を含みます。) ※ 上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。</p>
指定紛争 解決機関	<p>損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と 手続実施基本契約を締結しています。 損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 <窓口> 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料> 受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)</p>
取扱代理店	<p>富山県医師協同組合 富山市黒崎33 076-429-7185 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで</p>
引受 保険会社	<p>損害保険ジャパン株式会社 富山市本町3-21 076-444-5005 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで 富山支店法人支社</p>

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。